

令和4年9月9日

保護者の皆様

伊丹市立伊丹小学校
校長 礪田 かおり

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の見直しについて

新涼の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本校教育にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、厚生労働省において新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等が下記のとおり見直されました。

つきましては、今後、感染が判明した際には、速やかに学校へ報告いただくとともに、新たな基準に基づき適切に対応くださいますようお願いいたします。

なお、現在療養中の方につきましても、新たに示された療養期間が適用となる旨申し添えます。

記

1 オミクロン株の患者の療養終了基準(自宅療養の場合)

(1) 有症状者の場合

原則、発症日(発熱等の症状が出始めた日)から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、療養終了となります。

ただし、10日間を経過するまでは検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触及びリスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等感染対策が求められています。

入院している方(高齢者施設に入所している方を含む)は、発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、療養終了となります。

(2) 無症状者の場合

検体採取日から7日間経過した場合、療養終了となります。ただし、5日目の抗原定性検査キット(薬事認定されたもの)による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除可能となります。

ただし、7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触及びリスクの高い場所の利用や会食を避けること、マスクを着用すること等感染対策が求められています。

※ 兵庫県においては、L452R変異株 PCR 検査の陰性率(判定不能を除く)が 70%以上となっているため、国の通知に基づき、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者は、原則、オミクロン株患者として取り扱われています。

※ 9月9日現在、県では発症届出受理後の連絡時に療養解除の目安をお知らせしていますが、原則、保健所から療養終了時の連絡は行われていないため、解除日は自身で確認する必要があります。

2 陽性が判明した際の療養期間(具体例)

(例1) 発症後5日目に症状が軽快した場合(発症後1日目に検査し、翌日陽性判明)

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
発症日	自宅療養							解除					
	健康観察												
	検体採取	陽性判明			症状軽快		療養終了						

24時間

(例2) 無症状の者が検査翌日に陽性であると判明し、検査から2日後に症状が出現、症状出現後6日目に症状が軽快した場合

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
	再計算	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	
検体採取日	自宅療養							解除					
	健康観察												
	陽性判明	症状出現						症状軽快	療養終了				

24時間

(例3) 発症後7日目に症状が軽快した場合

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
発症日	自宅療養							解除					
	健康観察												
							症状軽快	療養終了					

24時間

(例4) 無症状の場合

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日
検体採取日	自宅療養							解除					
	健康観察												
	陽性判明						療養終了						
	自宅療養							解除					
	健康観察												
	陽性判明				療養終了								

検査で陰性を確認

【参考】濃厚接触者の待機期間の考え方

原則、最終接触日を0日目として、5日目までが待機期間となります。また、2日目および3日目に抗原定性キットを用いた検査を実施し、2回とも陰性を確認できた場合は待機が解除となります。

ただし、患者が自宅療養となった場合の同居家族等である濃厚接触者の待機期間は、①患者の発症日(無症状の場合は検体採取日)、②家庭内で感染対策を講じた日、のいずれか遅い日を0日目として5日目までが待機期間となります。また、2日目および3日目に抗原定性検査キットを用いた検査を実施し、2回とも陰性を確認できた場合は待機が解除となります。

3 その他

- (1) 現在療養中の方につきましても、新たに示された療養期間が適用となります。
- (2) 詳細につきましては、県のホームページをご確認ください。
「(兵庫県) 新型コロナウイルスの陽性者・濃厚接触者の方をお願いしたいこと」
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/corona210903.html>
- (3) あくまで現時点における基準であり、今後、基準が見直されることがあります。
- (4) デルタ株であることが判明した場合は、10日間になります。
- (5) 何かご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。